岸和田市スマートシティ推進協議会規約

（名称）

第1条 本会は、「岸和田市スマートシティ推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、産学官が連携してデータやICT等の新たな技術を活用しながら、分野横断的に岸和田市における諸課題の解決等に取り組むことにより、岸和田市の魅力を高め、持続可能な都市として機能するスマートシティを実現することを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

（1）岸和田市におけるスマートシティの推進に関する事業の検討

（2）スマートシティに関する会員（第4条第1項に定義する「パートナー会員」をいう。）相互の情報交換

（3）市民、地域の団体・事業者等への普及、啓発に関すること

（4）その他、協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること

（会員）

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同し本規約を遵守するパートナー会員（以下、「会員」という）をもって組織する。

2 会員は、岸和田市における具体的な事業提案の申請を行い登録された団体等でワーキンググループの構成員となる。

3 協議会の会員として登録を希望するものは、別に定める手続により協議会に登録の申請を行うものとする。

4 協議会を退会しようとする会員は、別に定める手続により協議会に退会の申請を行うものとする。

5 会員が次の各号のいずれか又はすべてに該当する場合、その会員の三分の二の同意を得て、除名することができる。

（1）本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき

（2）会員が解散又は営業を停止したとき

（3）暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき

（4）協議会の運営にあたって重大な支障が生じるなど正当な事由があると認められたとき

（運営委員会委員）

第5条 協議会に、若干名の運営委員会委員を置く。
2 運営委員会委員は、総合政策部長、TISI 株式会社、外部アドバイザー、ワーキンググループの構成員より選任された代表者で構成される。
3 運営委員会委員は、協議会の業務における会員間の意見を集約し総合的な方針の検討及び決定を行う。

（総会）
第6条 協議会に総会を置く。
2 総会は、会長、事務局、運営委員会及びワーキンググループをもって構成し、年2回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メール等により開催することができる。また、本市における庁内組織である岸和田市スマートシティ推進委員会部会に属する部会員も総会に出席するものとする。
3 会長は市長が務めることとし、総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。なお、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
4 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
5 総会の議事は、出席した会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
6 やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、表決をし、又は議長若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

（総会の決議）
第7条 総会は次に掲げる事項を審議し、承認する。
（1）基本方針の決定
（2）規約の制定及び改廃に関すること
（3）事業計画及び事業報告に関すること
（4）運営委員会委員の選出に関すること
（5）その他、協議会の運営にかかる重要事項に関すること

（運営委員会）
第8条 協議会に運営委員会を置く。
2 運営委員会は、運営委員会委員の過半数の出席（委任を含む）により成立し、その議事は、出席者の過半数をもって決する。
3 運営委員会は、必要に応じて、書面又は電子メール等により開催することができる。
4 運営委員会においては、次の事項について審議し、決定する。
（1）協議会の運営方針及び運営に関すること

（2）総会に付議する事業計画及び事業報告に関すること
（3）新たに協議会に入会しようとする者の承認に関すること
（4）ワーキンググループの設立・承認等に関すること

（委任）
第9条 会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出して他の会員に議決権の行使を委任することができる。委任状を提出した者は、総会に出席したものとみなす。

（ワーキンググループ）
第10条 第3条における活動内容の具体化を図るため、協議会にテーマ別のワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループは庁内組織である部会における検討内容及び課題提示に対する公募事業者（会員の登録申請者）からの提案を経たうえで、部会員及び公募事業者を構成員として組成するものとする。
2 各ワーキンググループの運営に必要な事項については、各ワーキンググループで協議し決定するものとする。
3 ワーキンググループにおける活動の進捗状況等を総会及び運営委員会にて報告するものとする。
4 ワーキンググループの構成員のうち、代表者を運営委員（運営委員会委員）として選任する。
5 その他ワーキンググループに関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

（事務局）
第11条 協議会の事務を処理するため、岸和田市総合政策部企画課内に事務局を置く。

（事業年度）
第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、初年度においては、協議会設立日から令和8年3月末日とする。

（秘密保持）
第13条 会員は協議会を通じて知り得た情報のうち、次に掲げる情報について、その取扱いを厳重に行い第三者に漏洩してはならない。なお退会以降も本条は有効とする。
（1）会員が保有する個人情報
（2）会員の営業上または技術上の情報で開示時に秘密として指定したもの
（3）その他開示者が秘密情報として指定したもの
（4）運営委員会が指定する情報
2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとする。

（1）公表済みである情報または開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
（2）他の会員の承諾が得られた情報
（3）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
（4）相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に入手または創出した情報

3 会員は、総会、運営委員会及びワーキンググループに提供する資料のうち、秘密の保持が必要な情報については、その旨を資料に明記するなどの対策を講じなければならない。

4 その他情報の取扱いについては、運営委員会に諮って定める。

（知的財産権）

第14条 協議会の活動に関連した知的財産権等（著作権、特許権等）については、次のとおり定める。
（1）会員が協議会の活動に関連して、資料、情報等を提供した場合においても、当該資料または情報等に係る知的財産権等（著作権、特許権等）は当該会員に保留され、他の会員に譲渡又は利用許諾されるものではない
（2）協議会での活動で生ずる知的財産権等の帰属については、別途協議会、参加会員間で協議し書面をもって明確にする
（3）新たに知的財産権等に関する出願等を行う場合は、協議会に報告の上、別途協議を行う

（規約の変更）

第15条 本規約は、総会の決議により改正することができる。

（解散）

第16条 協議会は、総会の決議により解散することができる。

（雑則）

第17条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和７年３月５日から施行する。

附則

この規約は、令和8年７月29日から施行する。